

萩 市

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年7月

## 目次

I.	はじめに	・・・	1
1.	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	・・・	1
2.	取組の経緯	・・・	1
3.	萩市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成	・・・	2
II.	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	・・・	3
II-1.	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	・・・	3
II-2.	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	・・・	4
II-3.	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	・・・	6
1.	基本的人権の尊重	・・・	6
2.	危機管理としての特措法の性格	・・・	7
3.	関係機関相互の連携協力の確保	・・・	7
4.	記録の作成・保存	・・・	7
II-4.	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	・・・	7
1.	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	・・・	7
2.	新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	・・・	9
II-5.	対策推進のための役割分担	・・・	9
1.	国の役割	・・・	10
2.	地方公共団体の役割	・・・	10
3.	医療機関の役割	・・・	10
4.	指定（地方）公共団体機関の役割	・・・	11
5.	登録事業者	・・・	11
6.	一般の事業者	・・・	11
7.	市民	・・・	11
II-6.	市行動計画の主要6項目	・・・	11
(1)	実施体制	・・・	12
(2)	情報提供・共有	・・・	13
(3)	まん延防止に関する措置	・・・	14
(4)	予防接種	・・・	15
(5)	医療	・・・	19
(6)	市民生活及び市民経済の安定確保	・・・	19
II-7.	発生段階	・・・	19
III.	各段階における対策	・・・	21

未発生期	・・・ 2 2
(1) 実施体制	・・・ 2 2
(2) 情報提供・共有	・・・ 2 2
(3) まん延防止に関する措置	・・・ 2 3
(4) 予防接種	・・・ 2 3
(5) 医療	・・・ 2 5
(6) 市民生活及び市民経済の安定確保	・・・ 2 5
海外発生期	・・・ 2 7
(1) 情報提供・共有	・・・ 2 7
(2) まん延防止に関する措置	・・・ 2 8
(3) 予防接種	・・・ 2 8
(4) 市民生活及び市民経済の安定確保	・・・ 2 9
地域未発生期（国内発生早期、国内感染期）	・・・ 3 0
(1) 実施体制	・・・ 3 0
(2) 情報提供・共有	・・・ 3 0
(3) まん延防止に関する措置	・・・ 3 1
(4) 予防接種	・・・ 3 1
(5) 市民生活及び市民経済の安定確保	・・・ 3 1
地域発生早期（国内発生早期、国内感染期）	・・・ 3 5
(1) 実施体制	・・・ 3 5
(2) 情報提供・共有	・・・ 3 6
(3) まん延防止に関する措置	・・・ 3 6
(4) 予防接種	・・・ 3 6
(5) 医療	・・・ 3 6
(6) 市民生活及び市民経済の安定確保	・・・ 3 7
地域感染期（国内発生早期、国内感染期）	・・・ 4 0
(1) 実施体制	・・・ 4 0
(2) 情報提供・共有	・・・ 4 1
(3) まん延防止に関する措置	・・・ 4 1
(4) 予防接種	・・・ 4 1
(5) 医療	・・・ 4 2
(6) 市民生活及び市民経済の安定確保	・・・ 4 2
小康期	・・・ 4 4

(1)	実施体制	・・・ 4 4
(2)	情報提供・共有	・・・ 4 4
(3)	予防接種	・・・ 4 5
(4)	市民生活及び市民経済の安定確保	・・・ 4 5

## I. はじめに

### 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図られることとなった。

### 2. 取組の経緯

我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定が行われ、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年2月に「新型インフルエンザ対策行動計画」が改定された。

山口県（以下「県」という。）においても、国の策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」に準じて、県としての新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、その後、数次にわたり県の行動計画の見直しが行われた。

これを受け、本市においても、市民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の停滞をきたさないようにするため、平成21年8月に「萩市新型インフルエンザ対策行

動計画」を策定した。

平成21年4月に、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16(人口10万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。その一方で、病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生、まん延する場合に備え、対応できるように十分な準備を進める必要がある。病原性の高い新型インフルエンザ発生の可能性に変わりはなく、国においては、平成23年9月、新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経験等も踏まえ、「新型インフルエンザ対策行動計画」の更なる改定を行った。これら国の動き及び新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえて、県では、行動計画の改定が行われた。

また、国は、平成25年4月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を施行するに至った。

国は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」(平成25年(2013年)2月7日)を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画案を作成し、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴いた上で、平成25年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を作成した。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等が定められており、示されて基準を踏まえ、地域の実状に応じ、的確に対応できる体制の整備を図るため、平成25年11月に山口県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)を改定された。

### 3. 萩市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成

本市は、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、学識経験者等の意見を聴いた上で、「萩市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を作成した。市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する措置等を示しており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応でき

るよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、本市は、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

## II. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### II-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や本市への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、本市は新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

#### 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

○感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

○流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

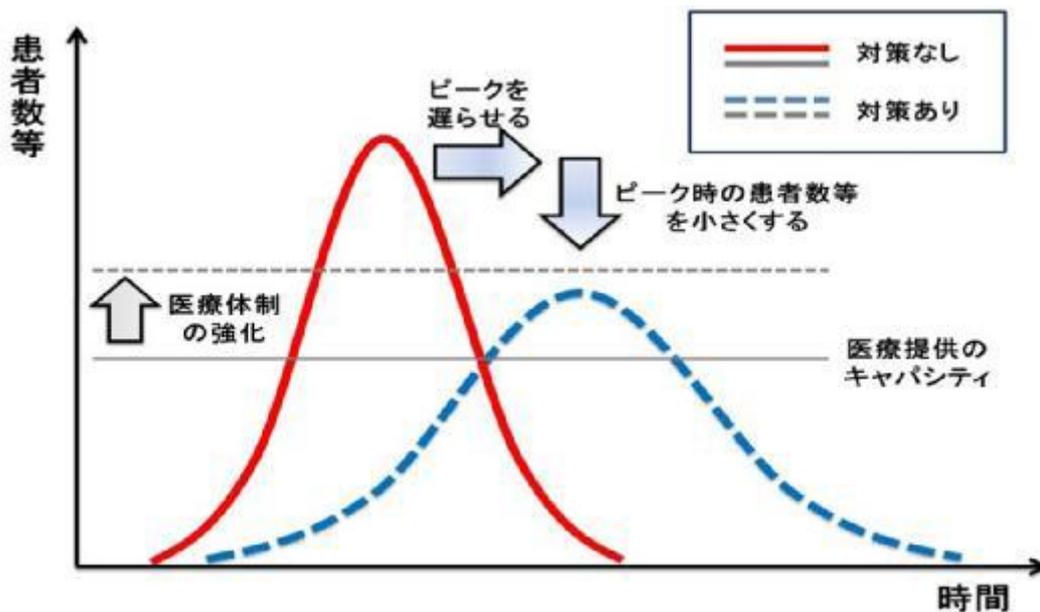
○適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2) 市民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

○地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

○事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民の生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



## Ⅱ-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、本市においては、科学的知見及び国、県の対策も視野に入れながら、本市の地理的な条件、一部地域への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。(具体的な対策については、Ⅲ.において、発生段階ごとに記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体

の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民の生活及び経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

○発生前の段階では、地域における医療体制の整備、市民に対する啓発や事業所による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

○世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということをも前提として対策を策定することが必要である。

○県内発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等の実施に関し、必要に応じて協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種の対策を講ずる。

○なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

○市内で感染が拡大した段階では、国、県、市及び事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民の生活及び経済活動の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

○事態によっては、地域の実情等に応じて山口県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、

医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

## Ⅱ－３．新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画又は業務計画に基づき、国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### 1. 基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等の周知を行う場合、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

## 2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

## 3. 関係機関相互の連携協力の確保

萩市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、市対策本部長は必要に応じて県対策本部長に所要の総合調整を行うよう要請する。

## 4. 記録の作成・保存

本市は、発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## Ⅱ－4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

### 1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

### 本市の新型インフルエンザ流行規模（推計）

#### 本市の新型インフルエンザ流行規模の推計

全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計						
医療機関を受診する患者数	日本における患者数 (上限値)		山口県における患者数 (上限値)		萩市における患者数 (上限値)	
		約1,300万人～約2,500万人		約15万人～約30万人		約5千人～約1万人
入院患者数の上限	病原性が中等度	病原性が重度	病原性が中等度	病原性が重度	病原性が中等度	病原性が重度
	約53万人	約200万人	約6,000人	約23,000人	約200人	約800人
死亡者数の上限	病原性が中等度	病原性が重度	病原性が中等度	病原性が重度	病原性が中等度	病原性が重度
	約17万人	約64万人	約2,000人	約7,000人	約50人	約300人

○米国疾病予防管理センター（CDC）モデルに基づき、試算された全国の患者数、山口県の患者数を住民基本台帳に基づく人口（平成25年3月31日現在）により人口割して本市の患者数を試算した。

○これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある（被害想定の根拠としたアジアインフルエンザ（1956年発生）やスペインインフルエンザ（1918年発生）は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等が開発される以前である。）。

○被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

○なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対

象となったところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

## 2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

○市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

○ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## II-5. 対策推進のための役割分担

### 1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有している。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めることとされている。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総

合的に推進される。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進される。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進めるとされている。

## 2. 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

### 【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

### 【市】

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

消防機関においては、県の要請により患者等の移送に協力する。

## 3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

#### 4. 指定（地方）公共機関の役割

政府及び県が指定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### 5. 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民の生活及び経済活動の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

#### 6. 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

#### 7. 市民

新型インフルエンザ等対策としてだけでなく、季節性インフルエンザにおいても、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等のその予防の実践するように努める。また、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動などその対策に関する正しい知識を持ち、新型インフルエンザ患者等の人権が損なわれることのないようしなければならない。

加えて、新型インフルエンザ等発生時に備え、個人レベルにおいても、食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましく、発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

### II - 6. 市行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な

限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「（１）実施体制」、「（２）情報提供・共有」、「（３）まん延防止に関する措置」、「（４）予防接種」、「（５）医療」、「（６）市民生活及び市民経済の安定確保」の６項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

（１）実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、本市は、国、県、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、必要に応じて「萩市新型インフルエンザ等対策推進会議」を開催し、事前準備の進捗の確認、関係部局間等の連携確保等を行う。さらに、国、県及び事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

政府対策本部の緊急事態宣言がなされた場合は、全庁一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市長、副市長、教育長、消防長及び各部長からなる市対策本部を設置する。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、本市は、新型インフルエンザ等の発生前から、市行動計画の作成等について、医学・公衆衛生学等を含む幅広い分野の専門家からの意見を聴く必要がある。

本市の実施体制

<発生段階に応じた体制整備>

発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期		小康期
			地域未発生期	地域発生期	地域感染期		
本市	萩市新型インフルエンザ等対策推進会議		萩市新型インフルエンザ等対策本部				政府対策本部が廃止されたときは、本部を廃止し、推進会議に移行

## (2) 情報提供・共有

### (ア) 情報提供・共有の目的

本市の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、本市、国、県、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、本市、国、県、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

### (イ) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### (ウ) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、本市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健福祉部や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

### (エ) 発生時における市民等への情報提供及び共有

#### ①発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報

護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、防災メール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の活用を行う。

また、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝えるとともに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）から、発生前から認識の共有を図り、偏見や風評被害等の発生防止に努めることも重要である。

## ②市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、本市、国、県、指定公共機関や指定地方公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。

また、市民から寄せられる問い合わせに対応するため、総合的な相談窓口として、コールセンターを設置する。

### （オ）情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築するため市対策本部に広報対策担当を設置し、適時適切に情報を共有する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

## （３）まん延防止に関する措置

### （ア）まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

#### (イ) 主なまん延防止対策

個人における対策については、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合、その対策の実施に協力する。

そのほか、海外で発生した際には、国が実施する検疫強化などの情報を収集するとともに、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、市内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。

#### (4) 予防接種

##### (ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

## (イ) 特定接種及び特定接種の接種体制

### イ-1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、厚生労働大臣に指示して臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として国が特定接種の対象業務を定めている。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえた特定接種の対象者は、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」のとおりである。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本としている。

特定接種については、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備

蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1 以外の感染症であった場合や亜型がH5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

#### イ-2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者については国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。本市職員等については、本市が実施主体となるため、接種が円滑に行えるよう未発定期から接種体制の構築を図っておく。

#### (ウ) 住民接種

##### ウ-1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、政府行動計画に基づき、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。また、政府行動計画では、事前に下記のような基本的な考え方が整理されている。しかし、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定することとなる。まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

○基礎疾患を有する者

○妊婦

② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

③ 成人・若年者

④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群

(65歳以上の者)

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ国が決定する。

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

○小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

#### ウ-2) 住民接種の接種体制

住民接種については、本市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

#### (エ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

#### (5) 医療

##### (ア) 発生時における医療体制の維持・確保

感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、本市は、県が事前に行う活用計画の策定に、必要に応じて協力する。

また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、萩市医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

##### (6) 市民生活及び市民経済の安定確保

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われていている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民の生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民の生活及び経済活動への影響を最小限とできるよう、本市は、国や県等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行うことが重要である。

また、本市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民に対し、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努めることや、市内の事業者に対し、職場における感染対策等の十分な事前の準備を呼びかけていく。

#### II-7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事

前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断することとされており、本市においては、市行動計画で定められた対策を国や県が定める6つの発生段階に応じて実施することとする。

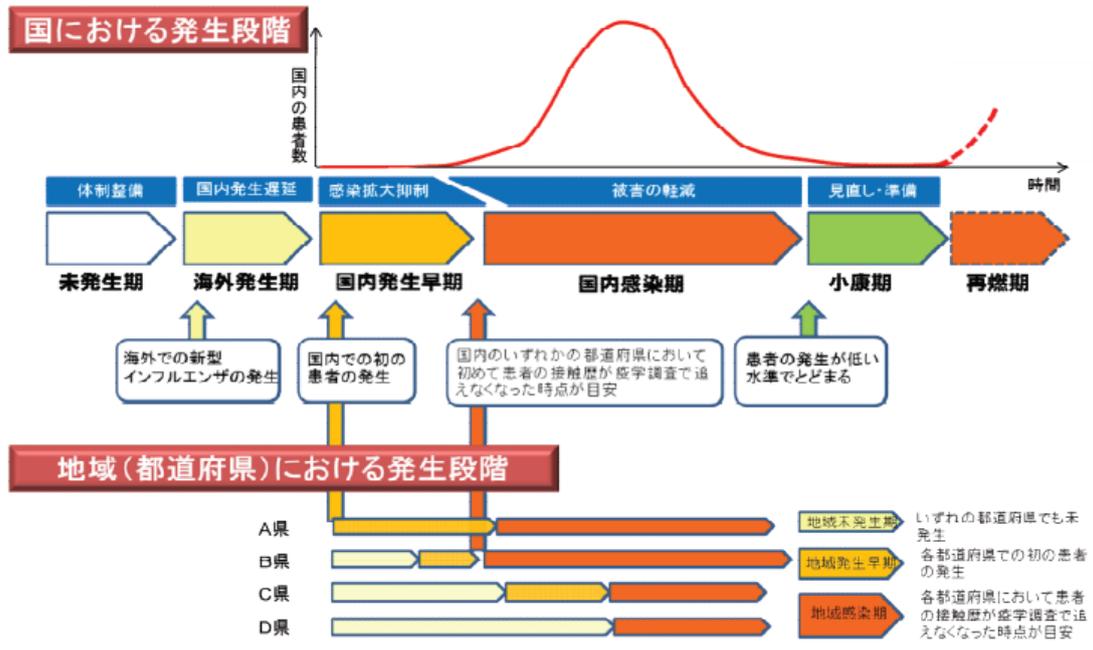
なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

<発生段階>

発生段階	状 態	
	国	県
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(地域未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		(地域発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(地域感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

＜国及び県における発生段階＞

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」及び県の対処方針を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

未発生期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li> <li>・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</li> </ul>
<p>目的：</p> <p>1) 発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</p> <p>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</p>

## (1) 実施体制

### (1)-1 市行動計画等の作成・見直し

本市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画又は業務継続計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

### (1)-2 体制の整備及び国・県等との連携強化

- ① 本市は、海外での鳥インフルエンザ等の発生状況等に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて菖市新型インフルエンザ等対策推進会議を開催し、新型インフルエンザ等発生時の対応等について協議する。
- ② 本市は、国、県、指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認を行い、訓練の実施に努める。

## (2) 情報提供・共有

### (2)-1 体制整備等

- ① 本市は、発生前から情報収集・提供体制を整備し、国及び県等から発信される情報を入手することに努める。また、関係庁内間で情報共有体制を整備する。
- ② 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、本市は、国からの要請に応じて、コールセンターを設置する準備を進める。

- ③ 本市は、発生前から国、県等との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。

(3) まん延防止に関する措置

(3)-1 対策実施のための準備

(3)-1-1 個人における対策の普及

本市、学校及び市内事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策についての理解促進を図る。

(3)-1-2 地域対策・職場対策の周知

本市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。

(3)-1-3 入国者の健康監視

本市は、入国者に対する疫学調査等について、連携を強化する。

(4) 予防接種

(4)-1 特定接種の位置づけ

- ① 特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法の規定を適用し実施する。
- ② 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員については、本市が実施主体として接種を実施する。

(4)-2 特定接種の準備

- ① 本市は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。
- ② 本市は、第28条第4項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。
- ③ 本市は、業種を担当する府省庁が、特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、

対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合に必要な応じて協力する。

- ④ 登録事業者は、必要な応じ本市を通じ、厚生労働省へ登録申請するため、本市はその際に協力する。
- ⑤ 本市は、業種を担当する府省庁が、当該事業者の登録内容について確認を行う場合に必要な応じて協力する。
- ⑥ 特定接種の対象となり得る本市職員については、本市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。
- ⑦ 本市は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要な応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

#### (4)-3 住民接種の位置づけ

- ① 住民接種は、全住民を対象とする（在留外国人を含む。）。
- ② 実施主体である本市が接種を実施する対象者は、本市の区域内に居住する者を原則とする。
- ③ 上記以外にも住民接種の対象者としては、本市に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考えられる。

#### (4)-4 住民接種の準備

- ① 住民接種については、本市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。
- ② 本市は、住民接種については、厚生労働省及び都道府県の協力を得ながら、全住民が速やかに接種することができるよう、未発生期から体制の構築を図る。
- ③ 本市は、国及び都道府県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、本市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ④ 本市は、本市のワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。
- ⑤ 本市は、住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。
- ⑥ 本市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する本市以外の市町における接種を可能にするよう努める。
- ⑦ 本市は、速やかに住民接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約

等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

- ⑧ 本市は、国及び都道府県、医師会、関係事業者等の協力を得て、接種体制を構築する。
- ⑨ 実施主体となる本市は、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、萩市医師会等と連携の上、接種体制を構築する。
  - a. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
  - b. 接種場所の確保（医療機関、健康福祉センター、保健センター、学校等）
  - c. 接種に要する器具等の確保
  - d. 接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）
- ⑩ 本市は、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、萩市医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑪ 本市は、接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、人口1万人に1か所程度の接種会場を設ける。（会場については、健康福祉センター・保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。）
- ⑫ 本市は、各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

## （5）医療

### （5）-1 地域感染期に備えた医療の確保

本市は、救急隊員等搬送従事者のための医療資器材（個人防護具等）の備蓄を進めるよう消防本部に要請する。

## （6）市民生活及び市民経済の安定の確保

### （6）-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

本市は、地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決定する。

### （6）-2 火葬能力等の把握

本市は、県が実施する、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制の整備に関して、火

葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討に協力する。

(6)-3 物資及び資材の備蓄等

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または必要に応じ、施設及び設備を整備等する。

海外発生期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li> <li>・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> <li>・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</li> </ul>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 市内発生に備えて体制整備を行う。</li> <li>2) 市内発生に備えて相談体制、医療体制の整備を行う。</li> <li>3) 海外発生に関する情報を収集し、市民等に対し適確な情報提供を行う。</li> </ol>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>2) 対策の判断に役立てるため、県等との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>3) 市内発生した場合に早期に発見できるよう市内の情報収集体制を強化する。</li> <li>4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</li> </ol>

(1) 情報提供・共有

(1)-1 コールセンター等の体制

- ① 本市は、国からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを設置し、国が示すQ&A等に基づき、適切な情報提供を行う。
- ② 本市は、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせを集約し、必要に応じて国等に報告するとともに、市民が必要とする情報を把握して次の情報提供に反映する。
- ③ 本市は、国からの要請に基づき新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範囲な内容についても対応できる体制について検討する。

(1)-2 情報共有

- ① 本市は、県及び国とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、メール等により、対策の理由、プロセス等の共有

を行う。

- ② 本市は、情報収集が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等情報弱者に対しても、（公財）山口県国際交流協会等と協力し、受取手に応じた情報提供手段を講じる。

## （２）まん延防止に関する措置

### (2)-1 感染対策の実施

本市は、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう市民へ啓発を図る。

### (2)-2 市内でのまん延防止策の準備

本市は、国、県と連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また、国、県と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

### (2)-3 感染症危険情報の発出等

本市は、国、県から発出される感染症危険情報をもとに、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

### (2)-4 水際対策

県では、国と連携し、新型インフルエンザ等が疑われる場合に、入国時の患者の発見に努めるなど、水際対策を開始された場合は、本市は、国・県からの要請の応じ、その取組等を適宜、協力する。

## （３）予防接種

### (3)-1 接種体制

#### (3)-1-1 特定接種

- ① 本市は、県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。

- ② 本市は、国・県等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、本市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。
- ③ 本市は、国が登録事業者の接種対象者、国家公務員の対象者に特定接種を行うときは、労務又は施設の確保その他の必要な協力を行う。
- ④ 本市は、国からの要請により、特定接種の接種実施モニタリングに必要な協力を行う。

#### (3)-1-2 住民接種

- ① 本市は、県・国等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。
- ② 本市は、国の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう、集団接種や妊婦等に対する個別接種等、接種対象者に応じた接種体制を構築する。

#### (3)-1-3 特定接種の広報・相談

- ① 本市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

### (4) 市民生活及び経済機能の安定確保

#### (4)-1 事業者の対応

本市は、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

#### (4)-2 遺体の火葬・安置

本市は、県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

地域未発生期（国内発生早期、国内感染期）
県内で新型インフルエンザ等の患者が、発生していないが、いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態
目的： 1）県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： 1）国内での発生状況について注意喚起するとともに、対策についての的確な情報提供を行い、感染対策を徹底する。 2）国が国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言を行ったときは、積極的な感染対策等をとる。 3）情報収集体制を強化する。 4）医療体制や感染対策について周知し、個人ひとり一人はとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。

## （１）実施体制

### (1)-1 基本的対処方針の決定

- ① 本市は、政府対策本部から、緊急事態宣言がされた場合は、速やかに、「菟市新型インフルエンザ等対策本部（本部長：市長）」を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、国の方針・県の行動計画を踏まえ、対策を決定する。
- ② 本市は、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、特措法に基づかない任意の市対策本部を設置することができる。

## （２）情報提供・共有

### (2)-1 コールセンターの体制充実・強化

- ① 本市は、国からの要請に従い、コールセンターの体制を充実・強化し、国が示すQ&Aの改定版等に基づき、適切な情報提供を行う。

- ② 本市は、国及び県が発信する情報を入手し、市民へ情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等についても情報提供する。
- ③ 本市は、引き続き、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせを集約し、必要に応じて国等に報告するとともに、市民が必要とする情報を把握して次の情報提供に反映する。

#### (2)-2 情報共有

海外発生期の記載を参照。

### (3) まん延防止に関する措置

#### (3)-1 市内でのまん延防止策

- ① 本市は、引き続き、国、県と連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。
- ② 本市は、国及び県と連携し、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。  
○市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、必要に応じ、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨する。また、必要に応じ、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ③ 本市は、国及び県の要請に基づき、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

### (4) 予防接種

#### (4)-1 接種体制

##### (4)-1-1 特定接種

本市は、県・国と連携して、国の基本的対処方針を踏まえて、本市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### (4)-1-2 住民接種

- ① 本市は、市民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した

新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、市民周知を図るとともに、関係者の協力を得て、接種を開始する。

- ② 本市は、接種の実施に当たり、国及び都道府県と連携して、県健康福祉センター・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- ③ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適當な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、本市は、接種会場における感染対策を図ることが必要である。
- ④ 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である本市の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられる。
- ⑤ 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- ⑥ ワクチンの大部分が10ml等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。
- ⑦ 1ml等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考えられる。
- ⑧ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- ⑨ 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。
- ⑩ パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、新臨時予防接種を開始するとともに接種に関する情報提供を開始する。
- ⑪ 本市は、新臨時接種の実施に当たり、国及び県と連携して、学校・公民館など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本市の区域内に居住する者を対象の集団的接種を行う。

#### (4)-2 住民接種の広報・相談

- ① 本市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ② 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、本市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供しておく必要がある。

#### (4)-3 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ① 予防接種の実施主体である本市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

#### (4)-4 緊急事態宣言がされた場合の措置

本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

##### (4)-4-1 住民に対する予防接種の実施

- ① 本市は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。
- ② 住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

##### (4)-4-2 住民接種の広報・相談

- ① 病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
  - a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - c. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - d. 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ② これらを踏まえ、広報に当たっては、本市は、次のような点に留意する。
  - a. 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
  - b. ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
  - c. 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりや

すく伝えることが必要である。

- ③ 本市は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。

#### (5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

##### (5)-1 事業者の対応

本市は、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

##### (5)-2 市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者として適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

##### (5)-3 緊急事態宣言がされた場合の措置

本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

###### (5)-3-1 水の安定供給

水道事業者である本市は、市行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

###### (5)-3-2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

###### (5)-3-3 生活関連物資等の価格の安定等

本市は、市民の生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

地域発生早期（国内発生早期、国内感染期）
県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>2) 患者に適切な医療を提供する。</li> <li>3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li> </ol>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴って、積極的な感染対策等をとる。</li> <li>2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</li> <li>3) 県内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内外の情報を収集し、医療機関等に提供する。</li> <li>4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。</li> <li>5) 地域感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民の生活及び経済活動の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</li> <li>6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</li> </ol>

## （1）実施体制

### (1)-1 基本的対処方針の決定

- ① 本市は、必要に応じ、「萩市新型インフルエンザ等対策本部」を開催し、国の基本的対処方針及び県の行動計画を踏まえ、市の対策を決定する。

### (1)-2 緊急事態宣言がされた場合の措置

市対策本部は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条に基づく設置となる。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 コールセンターの継続

地域未発生期（国内発生早期、国内感染期）の記載を参照。

(2)-2 情報共有

海外発生期の記載を参照。

(3) まん延防止に関する措置

(3)-1 市内でのまん延防止対策

① 本市は、国及び県と連携し、地域発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。

② 本市は、国及び県と連携し、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。

○市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。

○事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

③ 本市は、県・国の要請に基づき、関係機関を通じ、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

(4) 予防接種

地域未発生期（国内発生早期、国内感染期）の記載を参照。

(5) 医療

(5)-1 医療体制等の情報提供

本市は、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を萩市医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして市民等へ周知する。

#### (5)-2 在宅で療養する患者への支援

本市は、国及び県と連携し、関係団体等の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への搬送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

#### (5)-3 緊急事態宣言がされた場合の措置

本市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、県が必要に応じて行う臨時の医療対策に関し、必要な協力を行う。

（緊急事態宣言がされている場合において、県等が必要に応じて講じる措置）

- ・本市は、国と連携し、県内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設を設置に協力し、医療を提供する。

### (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

#### (6)-1 事業者の対応

本市は、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。

#### (6)-2 市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

#### (6)-3 緊急事態宣言がされた場合の措置

本市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

##### (6)-3-1 水の安定供給

水道事業者である本市は、市行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給

するために必要な措置を講ずる。

#### (6)-3-2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

#### (6)-3-3 生活関連物資等の価格の安定等

本市は、市民の生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(緊急事態宣言がされている場合において、県等が必要に応じて講じる措置)

##### ・事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、県は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。

##### ・電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

##### ・運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅

客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めることにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施県内等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

・ サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

・ 緊急物資の運送等

- ① 県は、緊急の必要がある場合には、輸送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ② 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関等に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ③ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

・ 生活関連物資等の価格の安定等

県、市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

・ 犯罪の予防・取締り

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪防止をするため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対取締りを徹底するよう山口県警本部に要請する。

地域感染期（国内発生早期、国内感染期）
県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1）医療体制を維持する。</li> <li>2）健康被害を最小限に抑える。</li> <li>3）市民の生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。</li> </ol>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1）感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。</li> <li>2）状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>3）流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</li> <li>4）医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>5）欠勤者の増大が予測されるが、市民の生活及び経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>6）受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>7）状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ol>

## （１）実施体制

### (1)-1 基本的対処方針の変更

本市は、国の基本的対処方針及び県の対処方針の変更に伴い、市の対処方針を変更し、市民に周知する。

### (1)-2 緊急事態宣言がされた場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

- ① 市対策本部は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条に基づく設置となる。
- ② 本市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第38条及び第39条の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

## (2) 情報提供・共有

### (2)-1 コールセンターの継続

地域未発生期（国内発生早期、国内感染期）の記載を参照。

### (2)-2 情報共有

海外発生期の記載を参照。

## (3) まん延防止に関する措置

### (3)-1 市内でのまん延防止対策

- ① 本市は、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ等の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ② 本市は、国の要請に基づき、関係機関を通じ、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。
- ③ 本市は、地域感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。

### (3)-2 入国者の健康監視

県内発生早期の記載を参照。

## (4) 予防接種

### (4)-1 住民接種の実施

本市は、緊急事態宣言がなされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基

づく新臨時接種の実施を行う。

(4)-2 緊急事態宣言がされた場合の措置

本市は、地域未発生期の対策を継続し、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

(5) 医療

地域発生早期（国内発生早期、国内感染期）の記載を参照。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。

(6)-2 市民・事業者への呼びかけ

本市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

(6)-3 緊急事態宣言がされた場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)-3-1 水の安定供給

水道事業者である本市は、市行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(6)-3-2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(6)-3-3 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 本市は、国と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 本市は、国と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 本市は、国と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

#### (6)-3-4 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

本市は、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### (6)-3-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 本市は、火葬炉を可能な限り稼働させる。
- ② 本市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③ 本市は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

小康期
<p>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 大流行は一旦終息している状況。</p>
<p>目的：</p> <p>1) 市民の生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

## (1) 実施体制

### (1)-1 対処方針の変更

本市は、国の小康期の基本的対処方針及び県の対処方針の変更にともない、本市の対処方針を変更する。

### (1)-2 対策の評価・見直し

本市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、市行動計画等の見直しを行う。

### (1)-3 市対策本部の廃止

本市は、県対策本部が廃止されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

## (2) 情報提供・共有

### (2)-1 コールセンターの体制の縮小

本市は、状況を見ながら、国からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小する。

### (2)-2 情報提供方法

- ① 本市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ② 本市は、市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせをとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。
- ③ 本市は、国、県、関係機関等との双方向の情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、地域での状況を把握する。

### (3) 予防接種

#### (3)-1 住民接種の実施

- ① 本市は流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。
- ② 住民接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

#### (3)-2 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ① 予防接種の実施主体である本市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

#### (3)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

#### ○ 住民接種の実施

- ・本市は流行の第二波に備え、国及び都道府県と連携し特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。
- ・住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。
- ・住民接種の広報・相談については、国内発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。

### (4) 市民生活及び市民経済の安定確保

#### (4)-1 緊急事態宣言がされている場合の措置

本市は、国及び県等と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

(緊急事態宣言がされている場合において、必要に応じて講じる措置)

○新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

・本市は、国、県、市町、指定（地方）公共機関と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。